

緊急通報システム整備事業

在宅の単身高齢者等に対し、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システムを確立することにより、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

【対象者】 おおむね 65 歳以上の高齢者等で在宅生活を送るうえで、見守りが必要と認められる次の要件に該当する者

- ① 単身世帯の者
- ② 同居家族等はあるが、同居者が障がい者、要介護者等であるため緊急時の対応が見込めない世帯の者
- ③ 同居家族等が仕事等で家を離れ、ほぼ毎日独りになる時間が長いため緊急時の対応が見込めない世帯の者

【対象者ごとの種類区分】

- タイプⅠ型・・・近隣に見守ってくれる家族、親族がない上記①、②の者
- タイプⅡ型・・・近隣に見守ってくれる家族、親族がいる上記①、②の者
- タイプⅢ型・・・上記③の者

(1) タイプⅠ型(緊急・相談対応タイプ)

【内容】 緊急通報装置を設置し、町が委託した専門業者が緊急時対応や相談対応を行います。
原則として 2 名の協力員が必要になります。

【利用料】

- ① 第 1 号被保険者介護保険料段階 第 1 段階～3 段階の者・・・月額委託単価の 1 割
- ② 第 1 号被保険者介護保険料段階 第 4 段階～7 段階の者・・・月額委託単価の 2 割
- ③ 第 1 号被保険者介護保険料段階 第 8 段階～9 段階の者・・・月額委託単価の 3 割

(2) タイプⅡ型(緊急対応タイプ)

【内容】 緊急通報装置を設置し、通報先として登録した家族、親族に直接通報が入り、緊急時の対応は家族、親族が行います。

【利用料】

- ① 第 1 号被保険者介護保険料段階 第 1 段階～3 段階の者・・・無料
- ② 第 1 号被保険者介護保険料段階 第 4 段階～9 段階の者・・・月額利用料の全額

(3) タイプⅢ型(緊急対応タイプ)

【内容】 緊急通報装置を対象者、同居家族がレンタル又は購入し、取付工事に係る費用を町が負担します。

【利用料】

取付工事に係る費用を除く全ての費用 (バッテリー交換 2 年に 1 回程度必要。3,500 円/回程度)